

総合型スポーツクラブ NPO 法人あさまハイランドスポーツクラブ
エンジョイ・サイクリングクラブ規則
(クラブ in クラブ)

第1条 (目的)

この規則はAHSC内の「エンジョイ・サイクリングクラブ」の規則である

第2条 (クラブ員資格)

クラブ員は「ロード自転車を楽しむ人」の申し込み者とする。

第3条 (申し込み)

申し込みは、所定の申し込み用紙に記入の上申し込む。

第4条 (年会費)

登録会費は1000円とする。(通信費等)

第5条 (事業の参加)

事業の参加はNPO法人が企画する事業とする。
(練習会、大会、その他イベントなど)

第6条 (保険)

各自、スポーツ障害保険、またはこれに準ずる障害保険に加入している事。

第7条 (協力)

会員は他のサイクリング行事に協力するものとする。

この規則は2012年5月1日より実施する
エンジョイ・サイクリングクラブ代表
山本 仁